

インキュベーションプログラム強化・発展事業
応募要項

令和2年8月

独立行政法人 中小企業基盤整備機構

1. 目的

独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下、中小機構）ではこれまで20年近く、全国で約30（累計33施設、現在29施設）のインキュベーション施設を運営し、常設のインキュベーションマネージャー（以下、IM）を配置することで1、800社余りの企業支援を実施してきました。

一方、このようなインキュベーション施設は中小機構のみならず、複数の公的機関でも独自に運営しており、全国で数百の施設が存在しています。この中にはハード優先で施設は整備しソフト支援機能が不足している施設や、設立時とは時代背景が変化し新たな戦略立案の必要性を迫られている施設も多数出てきています。

本事業は、これまでの中小機構インキュベーション事業運営において、蓄積された企業支援に係るノウハウや、ネットワーク等をパッケージ化し、公的機関（詳しくは後述の「4. 応募要件①」を参照。）が運営するインキュベーション施設に対して供給していくことを目的とします。

具体的には、中小機構で育成したIMを派遣し、ソフト支援力を強化することで創業を促進し、企業成長を加速させます。同時に各インキュベーション施設における企業支援体制・機能の自立化を図ります。更には機構が保有するインキュベーション施設とネットワークを構築することで高度広域支援を可能にし、競争力強化・国内経済活性化に寄与することを目指します。

2. 事業内容

（1）応募概要

中小機構が実施するインキュベーションプログラム強化・発展事業を活用し、インキュベーション施設のソフト支援力強化、企業支援体制・機能の自立化に取り組む公的機関（詳しくは後述の「4. 応募要件①」を参照。）を募集します。

実際の支接受入機関の選定にあたっては、応募申請書（様式1）、およびインキュベーション事業計画（様式2）をもとに、中小機構が招集する外部専門家を含む選定委員会が公正に評価します。

支接受入機関の選定にあたっては、以下の項目を審査（選定基準は後述）いたします。

- ① 支接受入機関が策定する「インキュベーション施設（拠点）事業計画」
- ② インキュベーション施設及び周辺地域のポテンシャル

（2）支接受入機関及びインキュベーション施設への支援

中小機構が派遣するIMは、支接受入機関が運営するインキュベーション施設に最適な者（地域性、専門領域、実務経験等を考慮）を公募により採用し、中小機構が養成したIM（専

門家)を派遣します。(原則として、最長3年間)

〈支援の流れ〉

- ① IM派遣とノウハウの提供により、支援チームのソフト支援力強化を図ります。
- ② ソフト支援力強化により、企業成長を加速し、続く起業家の創業気運を高めます。
- ③ 企業支援体制・機能の自立化を後押しします。
- ④ 中小機構が保有するインキュベーション施設とネットワークを構築します。
- ⑤ ネットワーク全体での高度広域支援により、競争力強化や国内経済活性化に寄与することを目指します。

※中小機構で長年経験を積んだ統括IM、その他専門家が適宜フォローアップします。

(4) 支援受入機関が負うべき義務

IM派遣に係る費用(謝金および交通費等は中小機構の謝金・旅費等規定に従う)は中小機構が負担しますが、支援要請機関は以下に定める体制や業務遂行に必要な機器・備品類を整備する義務を負うこととします。

- ① 事務局の設置(事業責任者、窓口・事務担当者、最低2名)
- ② 受入れ体制整備

IM室等の業務実施場所の確保、機器・備品類(机、椅子、キャビネ、コピー機等)準備
※PCは中小機構が支給することを想定していますが、通信環境は支援要請機関で整備していただきます。

- ③ 運営委員会設置と委員会開催(1~2回/年)
年次成果報告書と次年度計画書の提出

(5) 支援の開始時期

令和2年度は支援受入機関の選定のみで、支援の開始は令和3年4月からとします。

3. 選定方法

(1) 選定基準

支援受入機関の選定基準を以下のとおりとします。

- ① 運営機関としてのビジョン、インキュベーション事業計画が明確であること。
自治体型：地域の産業高度化・新産業創出ビジョン、インキュベーション事業計画が明確であること。
大学連携型：研究成果の社会実装・起業家育成ビジョン、インキュベーション事業計画が明確であること。
- ② 既にインキュベーション活動の実績があり、支援体制が存在すること。
※応募時に支援体制が不十分であっても、令和3年4月までに整備する計画があれば問

題ない。

- ③ 既にインキュベーション活動の実績があり、支援対象企業があること。
- ④ 企業支援を行うことで、企業成長を加速できる可能性があること。
- ⑤ 産業集積があり、産業高度化・新産業創出の可能性が期待できること。(自治体型)
- ⑥ 優れた研究シーズ、社会実装の可能性、起業家輩出の可能性が期待できること。(大学連携型)
- ⑦ 中小機構が保有するインキュベーション施設とネットワークを構築することで、高度広域支援による、競争力強化・国内経済活性化への寄与が期待できること。

(2) 選定委員会

支援受入機関の選定は中小機構が招集する外部専門家を含む選定委員会が公正に評価し、3機関(3施設)を上限として、採択いたします。

選定は提出された応募申請書(様式1)、及びインキュベーション事業計画(様式2)をもとに、応募者によるプレゼンテーション(新型コロナウイルス禍の影響によってはオンライン方式)を実施して、評価点方式で実施します。

(3) 結果通知

選考結果は、採択・不採択に関わらず書面で通知いたします。なお、選考過程に関する情報は公表しません。

4. 応募要件

応募対象者が満たすべき要件は、以下のとおりとします。

- ① インキュベーション施設を運営する公的機関(※1)であること。
 - ※1 自治体(都道府県もしくは政令指定都市及びその指定法人)、特定高度技術産学連携地域に立地するインキュベーション施設を運営する自治体・大学・研究機関等
 - ※2 要件の該当可否については、後述5.(1)①において、事前に中小機構に確認すること。
- ② 中小機構が派遣するIMを受け入れ後に原則3年以内に企業支援体制・機能の自立化を果たすビジョンを持った運営機関およびインキュベーション施設であること。
- ③ 支援対象企業が法令や公的機関との契約等に違反する事実がないこと。
- ④ 支援対象企業が政治活動、宗教活動、選挙活動を事業目的としていないこと。
- ⑤ 支援対象企業が、反社会的勢力に関与していないこと。

5. 応募方法

応募にあたっては、支援受入機関として要件に該当する属性かどうかをメールにて中小機構に確認のうえ、中小機構ホームページ内の公募ページ（下記リンク先参照。）により提出様式をダウンロードしていただき、その他必要添付書類等を準備のうえ、期日までに提出してください。

（1）応募手順

- ① 応募いただく前に、本事業の支援受入機関として、要件に該当するかを中小機構が確認しますので、メールに記載のうえ、下記メールアドレスにご連絡ください。

メール記載項目： ①応募を予定する運営機関、②応募を予定するインキュベーション施設、③担当者、④③の連絡先

メール送信先： shin-incu005@smrj.go.jp

中小機構 創業・ベンチャー支援部 インキュベーション担当宛

- ② ①にて、応募要件に該当すると認められた場合は、下記中小機構ホームページ内の公募ページより提出様式をダウンロードのうえ、（様式1）・（様式2）を作成してください。

公募ページ： <https://www.smrj.go.jp/org/info/solicitation/favgos000000tlfz.html>

・（様式1）申請書.docx 1部

・（様式2）インキュベーション施設（拠点）事業計画.pptx 1部

- ③ 募集締切日（令和2年9月30日（水）17時）までに下記宛先に電子メールで提出してください。

応募書類提出先： shin-incu005@smrj.go.jp

中小機構 創業・ベンチャー支援部 インキュベーション担当宛

（2）留意事項

- ① 未記入や応募要件の基準を満たしていない等、応募書類に不備がある申請書は受理できません。
- ② 提出された申請書等は返却いたしません。
- ③ 応募資料を提出するメール容量が10MBを超える等、メールでの提出ができない場合は、「問い合わせ先」まで別途ご連絡下さい。
- ④ 応募内容に関して、記載に虚偽が明らかになった場合は、本事業の採択を取消す場合があります。

(3) 個人情報の取り扱い

応募者は、応募書類の提出をもって、入力した個人情報について、中小機構及び選定委員会委員に提供されることに同意するものとします。

(4) 提出期限

令和2年9月30日(水) 17:00まで

6. スケジュール

募集要項の公表(公募開始)	令和2年8月24日(月)
応募書類の提出(公募締切)	令和2年9月30日(水)
選定	令和2年10月中
契約締結	令和2年12月中
IM派遣開始	令和3年4月以降

本件に関する問い合わせ先：

独立行政法人中小企業基盤整備機構

創業・ベンチャー支援部 創業・ベンチャー支援課 担当 丸尾

電話番号：03-5470-1574